

福井県電子入札運用基準 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">福井県電子入札運用基準</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>(入札等に関し必要な事項)</p> <p>第11条 入札等に関し必要な事項は、次項および第3項に規定するものを除き、原則として、紙入札の場合と同様とする。</p> <p>2 入札に関する条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 入札等に使用したICカードは、代表者が取得したものであり、かつ、一般競争入札、一般競争入札(事後型)または公募型指名競争入札においては、入札参加資格確認申請時または応募資料提出時点における競争入札参加資格者名簿に登録されている代表者と同一であること。<u>ただし、同条第3項(5)の規定により旧ICカード使用通知書が出され、かつ入札手続きに支障がないと認められる場合はその限りではない。</u></p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>3 入札に際しての注意事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 入札等に使用するICカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、入札締切日時までに後任名義のICカードを使用して入札参加申込または入札書等の送信ができない場合は、速やかに競争入札参加資格者名簿の変更届を提出し、当該変更事由が生じた日から30日以内に、民間認証局に変更内容を反映した新しいICカードの取得手続きを行い、かつ、入札書受付締切日および見積書受付締切日時(以</u></p>	<p style="text-align: center;">福井県電子入札運用基準</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>(入札等に関し必要な事項)</p> <p>第11条 入札等に関し必要な事項は、次項および第3項に規定するものを除き、原則として、紙入札の場合と同様とする。</p> <p>2 入札に関する条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 入札等に使用したICカードは、代表者が取得したものであり、かつ、一般競争入札、一般競争入札(事後型)または公募型指名競争入札においては、入札参加資格確認申請時または応募資料提出時点における競争入札参加資格者名簿に登録されている代表者と同一であること。</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>3 入札に際しての注意事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

下「入札書等受付締切日時」という。）の1時間前までに旧ICカード使用通知書を提出すること。

(6) 入札書等を送信し、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに入札書等の情報が記録された後においては、入札書等を書き換え、引き換え、または撤回することはできない。

(紙入札の承認)

第12条 入札等を紙入札で行おうとする者は、あらかじめ契約担当者の承認を得なければならない。この場合において、紙入札の承認を得ようとする者は、入札書等受付締切日時の1時間前までに、電子入札システムによらない理由を明記した紙入札承認願を契約担当者に提出しなければならない。

2 略

3 契約担当者は、紙入札を行うことを承認する場合には、原則として、入札等に関する必要な事項を紙入札におけるものと同様とするが、合わせて紙入札承認通知書により次に掲げる条件を付すものとする。ただし、紙入札承認願が提出されるまでに電子入札システムにより受信した入札参加資格確認申請書および入札参加資格確認資料または応募資料提出書および応募資料に係る電子ファイルがある場合には、第1号の規定にかかわらず、これらは有効なものとする。

(1)～(5) 略

(6) 再度の入札等を執行することとなった場合において、代理人が発注者が指定した場所で立ち会っているときには、再度の入札書等の記名押印は、代理人の記名押印とすること。

(7) 紙入札を行った者は、発注者が指定する場所において、開札に立ち会わなければならないこと。

(8) 再度の入札等を執行することとなった場合において、紙入札を行った者で指定した場所で立ち会わない者がいるときは、再度の入札を

(5) 入札書等を送信し、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに入札書等の情報が記録された後においては、入札書等を書き換え、引き換え、または撤回することはできない。

(紙入札の承認)

第12条 入札等を紙入札で行おうとする者は、あらかじめ契約担当者の承認を得なければならない。この場合において、紙入札の承認を得ようとする者は、入札書受付締切日時および見積書受付締切日時（以下「入札書等受付締切日時」という。）の1時間前までに、電子入札システムによらない理由を明記した紙入札承認願を契約担当者に提出しなければならない。

2 略

3 契約担当者は、紙入札を行うことを承認する場合には、原則として、入札等に関する必要な事項を紙入札におけるものと同様とするが、合わせて紙入札承認通知書により次に掲げる条件を付すものとする。ただし、紙入札承認願が提出されるまでに電子入札システムにより受信した入札参加資格確認申請書および入札参加資格確認資料または応募資料提出書および応募資料に係る電子ファイルがある場合には、第1号の規定にかかわらず、これらは有効なものとする。

(1)～(5) 略

(6) 再度の入札等を執行することとなった場合において、代理人が開札に立ち会っているときには、再度の入札書等の記名押印は、代理人の記名押印とすること。

(7) 紙入札を行った者は、開札場所において、開札に立ち会わなければならないこと。

(8) 再度の入札等を執行することとなった場合において、紙入札を行った者で開札に立ち会わない者がいるときは、再度の入札を辞退した

辞退したものとみなすこと。

4 略

第13条～第17条 略

(開札の実行)

第18条 紙入札を承認した者がある場合には、入札執行者は、その者を立ち合わせて、事前に提出された入札書等の入った封筒を開封し、入札書等の内容を確認する。

2 開札日時に至ったときは、入札執行者は、遅滞なく、開札の手続を開始し、紙入札を承認した者がある場合には、その者の入札金額等を電子入札システムに入力する。

3 略

4 入札執行者は、一括開札を行った後、電子入札システムにより、入札参加者が入札等に使用したICカードの有効期限を確認するとともに、一般競争入札および公募型指名競争入札においては、入札に使用したICカードが入札参加の申込みをした代表者のものであることを、一般競争入札（事後型）、指名競争入札および見積り合わせにおいては、入札等に使用したICカードが代表者の名義で取得したものであることを確認する。（第11条第2項（3）ただし書きの規定に該当する場合を除く。）

5～6 略

第19条～第26条 略

附 則 略

附 則 略

ものとみなすこと。

4 略

第13条～第17条 略

(開札の実行)

第18条 紙入札を承認した者がある場合には、入札執行者は、その者を立ち合わせて、事前に提出された入札書等の入った封筒を開封し、入札書等の内容を確認する。

2 開札日時に至ったときは、入札執行者は、遅滞なく、開札の手続を開始し、紙入札を承認した者がある場合には、その者の入札金額等を電子入札システムに入力する。

3 略

4 入札執行者は、一括開札を行った後、電子入札システムにより、入札参加者が入札等に使用したICカードの有効期限を確認するとともに、一般競争入札および公募型指名競争入札においては、入札に使用したICカードが入札参加の申込みをした代表者のものであることを、一般競争入札（事後型）、指名競争入札および見積り合わせにおいては、入札等に使用したICカードが代表者の名義で取得したものであることを確認する。

5～6 略

第19条～第26条 略

附 則 略

附 則 略

附 則 略

附 則 略

附 則 略

附 則 略

附 則

この基準は、令和3年4月1日より施行する

附 則 略

附 則 略

附 則 略

附 則 略